

第3項 重点地区の景観形成基準

1 旧武家町地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置※1	<ul style="list-style-type: none"> ・前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設けるように努める。 ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 												
		高さ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退する。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・寄棟・切妻・入母屋造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、下屋の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色※3等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 第1・2種低層住居専用地域では、外壁後退距離を1.0mとする（用途地域による制限）。

※2 第1・2種低層住居専用地域では、高さの限度を10mとする（用途地域による制限）。

※3 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準
建築物	その他	付属施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣を設置することを基本とし、困難な場合は竹・木質系の塀を設置する。 ・門を設置する場合には、腕木門を基本とする。 	
	広告物 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※4}



推奨する建築物の例^{※4}

※4 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

2 旧町人町・寺町地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部を大きく設け、出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

3 岩船地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する(洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける)。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁(白壁等)等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R~5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R~5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R~5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R~5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

4 瀬波地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部を大きく設け、出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例※2



推奨する建築物の例※2

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

5 海老江地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。 	
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

6 塩谷地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

7 猿沢地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

8 小俣地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。